

広島県告示第二百八十七号

広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約を次のように定めた。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約を廃止する規約

広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（昭和四十四年二月一日施行）は、廃止する。

附 則

この規約は、平成二十六年四月一日から施行する。